

廃棄物搬入フロー

1 契約

■ 廃棄物処理委託(変更)申込書(様式第1号)の提出



□ 受入事前審査 (適合) → (不適合) 契約不成立

□ 産業廃棄物処理委託(変更)契約書(様式第3号)の送付

■ 契約の締結



■ 搬入車両(変更)届出書(様式第4号)の提出



■ 安全管理講習会の受講



■ 搬入車両用標識の受領



2 契約の変更

契約の変更にあつては、当初の廃棄物処理委託申込および契約の締結手続きに準じて処理します。

① 産業廃棄物の種類を変更する場合の添付書類

- ・ 廃棄物処理委託(変更)申込書
- ・ 廃棄物データシート(WDS)
- ・ 管理型4品目(燃えがら、汚泥、鉍さい、ばいじん)については、溶出試験成績書の写しおよび産業廃棄物のサンプル500g

② 運搬、搬入方法を変更する場合の添付資料

- ・ 搬入車両(変更)届出書
- ・ 収集運搬業の許可証の写し

廃棄物処理委託申込書は、(公財)滋賀県環境事業公社のホームページからダウンロードし、必要事項記入のうえクリーンセンター滋賀あて送付してください。

(必要な書類)

- ・ 廃棄物処理委託(変更)申込書(様式第1号)
- ・ 廃棄物データシート(WDS・様式第2号)/対象物の写真(必須)
- ・ 溶出試験成績書の写し(燃えがら、汚泥、鉍さい、ばいじん)およびサンプル 500g
- ・ 運搬を委託する場合は収集運搬業者の許可証の写し
- ・ 産業廃棄物処理業者の場合は処理業許可証の写し
- ・ 工作物の解体に伴う廃棄物の場合は、建築物に関する調査結果(未実施の場合は搬入時でも可)

書類審査および必要に応じて製造工程等の現地調査を含めて、受入れが可能かどうかの事前審査を実施します。その際、資料の提出をお願いする場合があります。

審査の結果を通知し、適合する場合は産業廃棄物処理委託(変更)契約書(様式第3号)を送付し契約の締結をします。

※不適合の場合は、契約の締結はできません。

公社から送付した産業廃棄物処理委託(変更)契約書に押印のうえ、センター管理事務所に提出してください。

産業廃棄物の搬入に使用する車両をあらかじめ搬入車両(変更)届出書(様式第4号)により届出てください。なお、変更する場合は、変更届を提出してください。

排出事業者および収集運搬事業者の責任者を対象に廃棄物の運搬・搬入に係る安全管理講習会を開催しますので、必ず受講してください。なお、講習会受講者は、運転者に講習会の内容を周知してください。※受講のない場合には、搬入ができませんので注意してください。

搬入車両用標識は、安全管理講習会に参加された事業者に対して交付します。